

「静岡市みどり条例」補足資料

建築物等の緑化に係る

緑化計画の手引き

平成27年4月1日

静 岡 市

目次

〈はじめに〉	3
〈事務手続き〉	4
・緑化協議	4
・優良緑化建築物の認定	5
・事務手続きフロー	6
〈緑化基準の内容〉	7
・用語の定義	7
・緑化の考え方	9
・緑化基準と緑化目標	9
〈緑化面積の算定〉	11
・樹木	11
・生垣	12
・地被類	13
・花壇	14
・藤棚、植物棚等	15
・プランター類	16
・壁面緑化	17
・多層緑化	18
・屋上緑化	19
・特例規定	20
・計算〈例〉	23
・接道部の断面図のイメージ	24
・接道部緑化、市の木（ハナミズキ）の植栽	
〈協議書の作成要領〉	25
〈よくあるQ&A〉	26

<はじめに>

静岡市みどり条例では、みどりの保全や緑化の推進に関して必要な事項を定めることにより、みどり豊かな都市づくりに寄与することを目指しています。

また、この緑化計画の手引きは、条例第20条の規定により、公共建築物や一定規模以上の事業所等を設置する際の、みどりの量や質の確保、あるいは屋上緑化・壁面緑化などに関する考え方を示すものです。

なお、この手引きに示す緑化の考え方は、条例の施行と同じ、平成27年4月1日より適用となります。

<事務手続き>

○緑化協議

(公共建築物の緑化)

第18条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市計画区域内において公共建築物の設置等をするときは、規則で定める緑化基準（以下「公共緑化基準」という。）に基づき緑化を推進しなければならない。ただし、次に掲げる公共建築物の設置等については、この限りでない。

- (1) 地下に設置する駐車場及び自転車等駐輪場その他これらに類する公共建築物
- (2) 市長が防災上やむを得ないと認める公共建築物
- (3) 市長が防犯上やむを得ないと認める公共建築物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上やむを得ないと認める公共建築物

2 市長は、都市計画区域内において、公共建築物の設置等をするときは、規則で定める緑化目標（以下「公共緑化目標」という。）の実現に努めるものとする。

3 市長は、都市計画区域内において、国、他の地方公共団体その他公共建築物を設置し、又は管理する者に対し、公共緑化基準に基づく緑化を要請することができる。

(事業所等の緑化)

第19条 都市計画区域内において、規則で定める規模以上の敷地面積を有する事業所、マンション、教育施設、その他の規則で定める建築物（以下「事業所等」という。）の設置等をする事業者は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、規則で定める緑化基準（以下「事業所等緑化基準」という。）に基づく緑化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、規則で定める緑化目標（以下「事業所等緑化目標」という。）の実現に努めるものとする。

(緑化に関する計画)

第20条 公共建築物又は事業所等の設置等をしようとする者（以下「設置者等」という。）は、あらかじめ、市長と協議の上、当該敷地内における緑化に関する計画を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 公共建築物又は事業所等の設置等をしようとする場合であって、その設置等に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 防災上又は防犯上の理由その他特別な理由により緊急性を要する場合

2 設置者等は、前項の規定により作成した計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

3 設置者等は、第1項の規定により作成した計画に基づく行為が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

●緑化協議が必要な行為

都市計画区域において、

- ① 市または他の公共団体などが設置する全ての公共建築物
- ② 民間が設置する敷地面積が1,000㎡以上の共同住宅（長屋含む）、商業施設、業務施設、工場及び事業所等を設置する行為

●緑化基準と緑化目標

緑化基準	公共建築物	敷地面積の5%以上の緑化面積の確保（市は義務）
	民間の事業所等	敷地面積の5%以上の緑化面積の確保（努力義務）
緑化目標	公共建築物	敷地面積の15%以上の緑化面積の確保
	民間の事業所等	敷地面積の10%以上の緑化面積の確保

○優良緑化建築物の認定

●優良緑化建築物の認定（条例抜粋）

（優良緑化建築物の認定等）

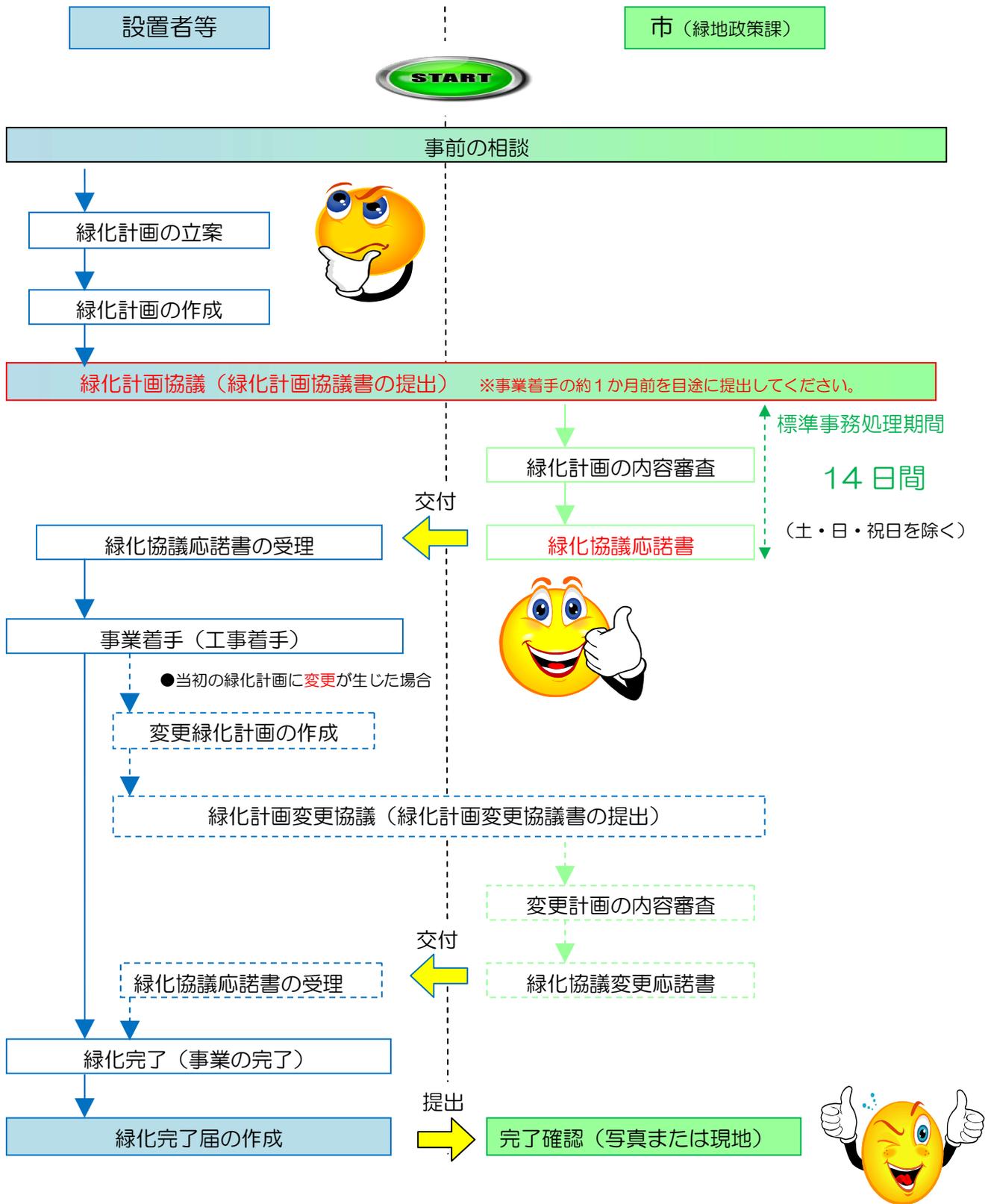
第21条 市長は、公共緑化目標を満たす公共建築物又は事業所等緑化目標を満たす事業所等のうち、緑化の取組が優良である建築物であると認められるもの（以下「優良緑化建築物」という。）について、設置者等の申請に基づき、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴いた上で、優良緑化建築物の認定をすることができる。

2 市長は、優良緑化建築物の認定をしたときは、設置者等に対してその旨を証する書面を交付するものとする。

3 市長は、優良緑化建築物の認定をしたときは、その旨を公告し、当該認定の内容等を規則で定めるところにより公開し、広く一般に周知するものとする。

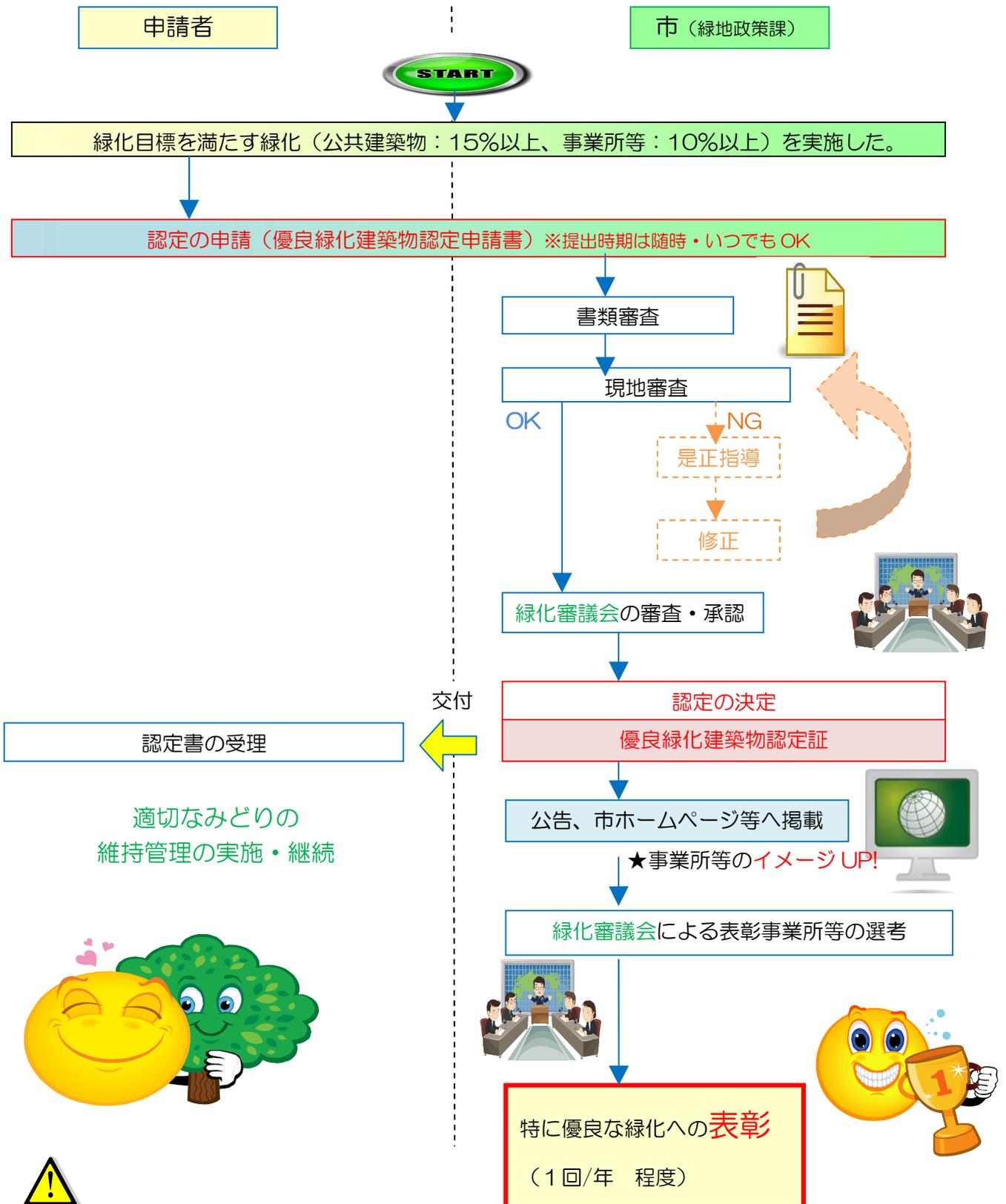
4 市長は、認定を受けた優良緑化建築物のうち、特に良好な生活環境の形成に寄与すると認めるものについて、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴いた上で、これを表彰することができる。

○事務手続きフロー（緑化協議）



任意 緑化目標を満たす緑化（公共建築物：15%以上、事業所等：10%以上）を行った場合
 ○ 優良緑化建築物の認定申請の対象となります。

○事務手続きフロー（優良緑化建築物の認定）



この認定は、申請時における緑化を認定するものであり、認定以降に植栽等の大幅な変更を行う場合は、あらためて緑化協議及び優良緑化建築物認定の手続きが必要です！！

<緑化基準の内容>

○用語の定義

本基準で使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- 1) 緑地
樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間
- 2) みどり
緑地と緑地が持つ機能、効果、価値を合わせたもの
- 3) 緑化
みどりを創出するための人為的な行為
- 4) 植栽植物に関すること
 - ① 高木
植栽時の樹高が 4.0m 以上となる樹木
参考事例：シマトネリコ、モチノキ、ソヨゴなど
 - ② 中木 A
植栽時の樹高が 2.5m 以上 4.0m未満の樹木
参考事例：ハナミズキ（アメリカヤマボウシ）、カクレミノ、キンモクセイなど
 - ③ 中木 B
植栽時の樹高が 1.0m 以上 2.5m 未満の樹木
参考事例：カンツバキ、ブルーベリー、アオキなど
 - ④ 生垣
樹木により形成される垣根で、1 mあたり2本以上植栽され、かつ、延長3m以上のものをいう。
参考事例：シラカシ、カナメモチ、トキワマンサクなど
 - ⑤ 地被類
シバ、リュウノヒゲ、その他これらに類する植物
 - ⑥ 低木
植栽時の樹高が 1.0m 未満のサツキ、ツツジ、アジサイその他これらに類する植物
 - ⑦ つる性植物
フジ、ツタ、バラ、その他これらに類する植物

5) 植栽位置に関すること

① 壁面

建築物（付属する建築物も含む）の外壁及びこれに代わる柱の面をいう。屋外階段、バルコニー又は出窓等も各々の外面を壁面とみなす。

② 屋上

陸屋根構造で、エレベーター、階段（ステップ型）や平面フロアにより、人が行き来できる部分

③ 接道部

敷地のうち一般の通行の用に供する道路に接する部分

6) 算出に関すること

① 緑化面積

本基準に基づいて算定される緑地の面積

② 水平投影面積

土地や建物を真上から見たときの面積

③ 垂直投影面積

建物を真横から見たときの面積。（＝見付面積）

●緑化の考え方

樹木による緑化

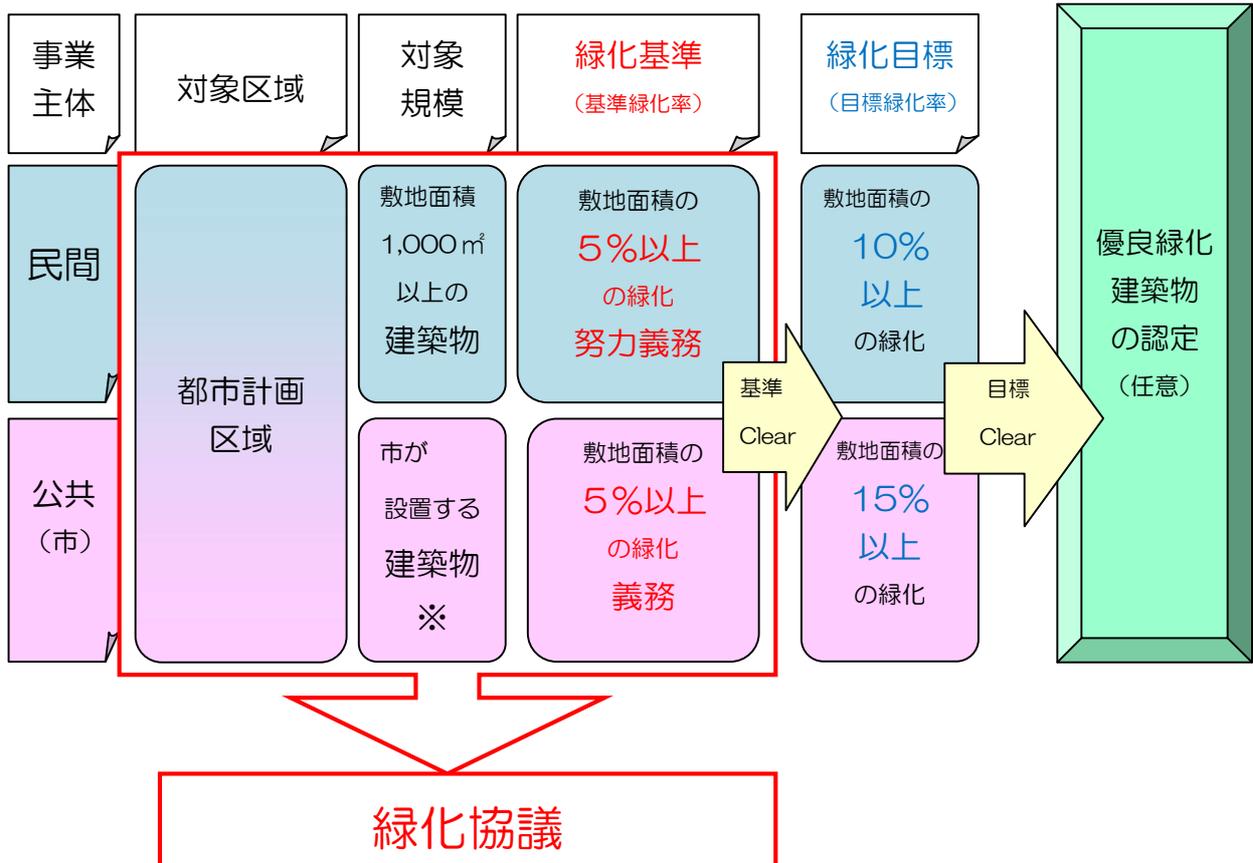
効果的な緑化を促進するため、樹木による緑化を基本とします。
 なお、原則として敷地内に**高木**又は**中木A**を1本以上設置してください。

接道部の緑化

より多くの市民の目にふれるみどりを創出するため、積極的な接道面の緑化に努めてください。



●緑化基準と緑化目標



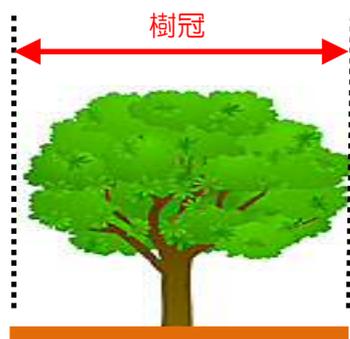
※ただし、規則で定める用途の建築物は除く。

<緑化面積の算定>

【樹木】・・・①または②による樹冠の水平投影面積とします。

●緑化面積の考え方

① 木の樹冠ごとの水平投影面積



樹木による緑化面積 (m²) = 樹冠の水平投影面積 (m²)

② 植栽時の樹高により定めた半径により算出された、樹木の幹を中心とした円の水平投影面積

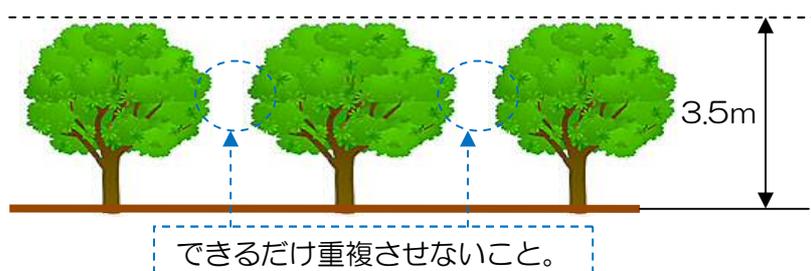
	樹高 (植栽時の樹高)	半径	面積
中木B	1.0m以上 2.5m未満	1.1m	3.8 m ²
中木A	2.5m以上 4.0m未満	1.6m	8.0 m ²
高木	4.0m以上	2.1m	13.8 m ²

※樹高1m未満の灌木類等については、地被類と同様の扱いとします。

◆植栽に際しての留意点

樹木を連続して植栽する場合、樹木の健全な状態を保つため、葉張りが重複する部分が極力少なくなるように努めてください。

【計算例】



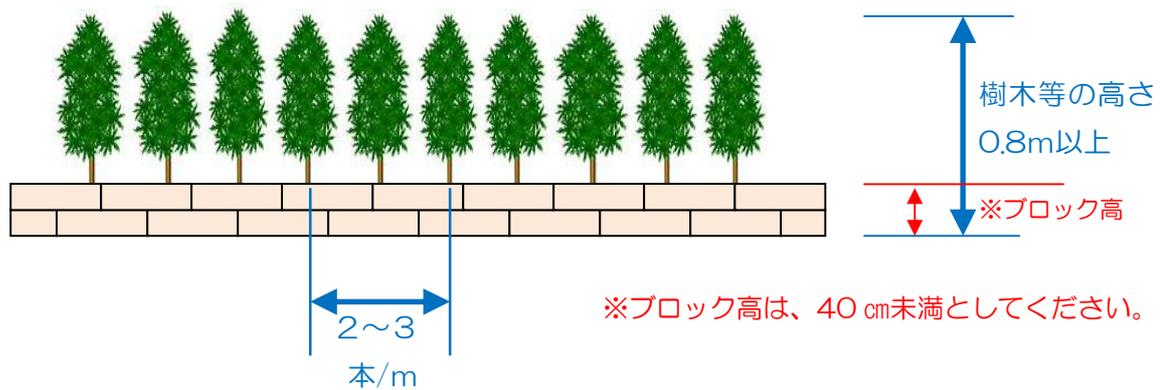
緑化面積：
8.0 m² × 3本 = 24.0 m²

【生垣】

●生垣の植栽方法

生垣を用いて緑化をする場合は、下図のとおり、1 m当たり2～3本を目安に植栽してください。
なお、生垣に適した樹種を使用してください。

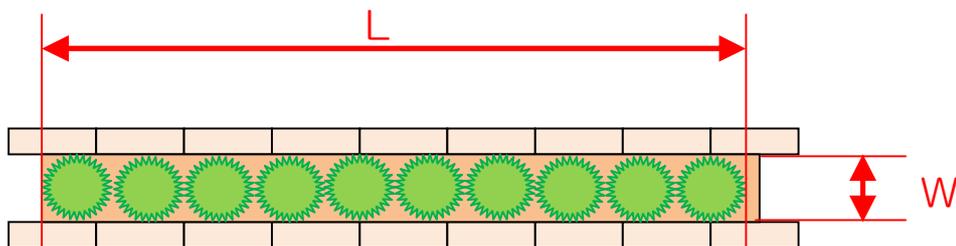
また、緑地協定や地区計画などで樹種が指定されている地区で植栽する場合は、地区のルールを遵守してください。



●緑化面積の考え方

$$\text{生垣による緑化面積 (m}^2\text{)} = \text{延長 L (m)} \times \text{※植栽基盤の幅 W (m)}$$

※ 植栽基盤の幅には、ブロック等の幅は含みません。



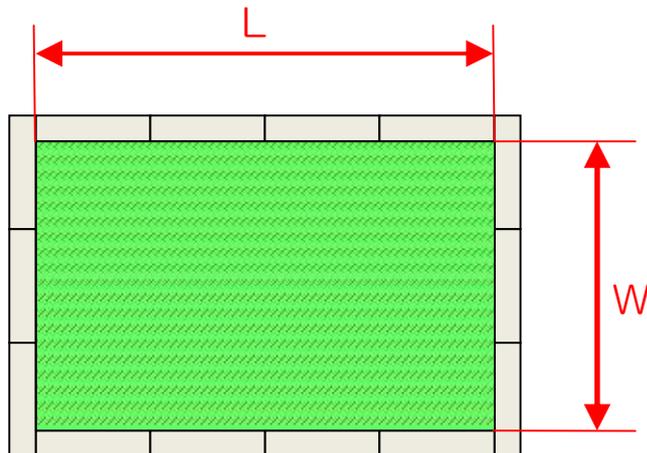
【地被類および樹高 1 m 未満の低木類】

●緑化面積の考え方

1. 一般的な地被類等の場合

芝、その他の地被類および樹高 1 m 未満の低木類による緑化面積は、植物等で覆われている部分の水平投影面積とします。

ただし、れんが、ブロック、縁石等これらに類する資材で覆われる部分は除きます。



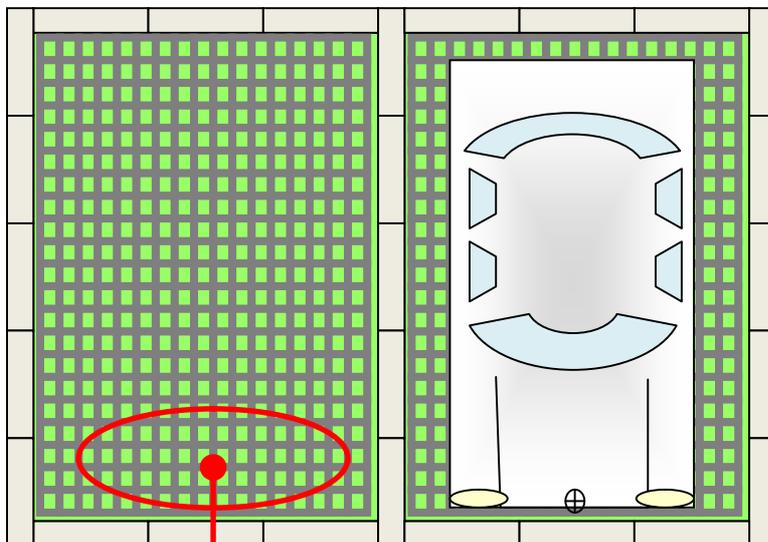
地被類等による緑化面積 (㎡)

= 水平投影面積 (㎡)

※左図の場合

緑化面積 (㎡) = L (m) × W (m)

2. 緑化ブロック等で駐車場を緑化する場合



拡大



駐車場の緑化面積 (㎡)

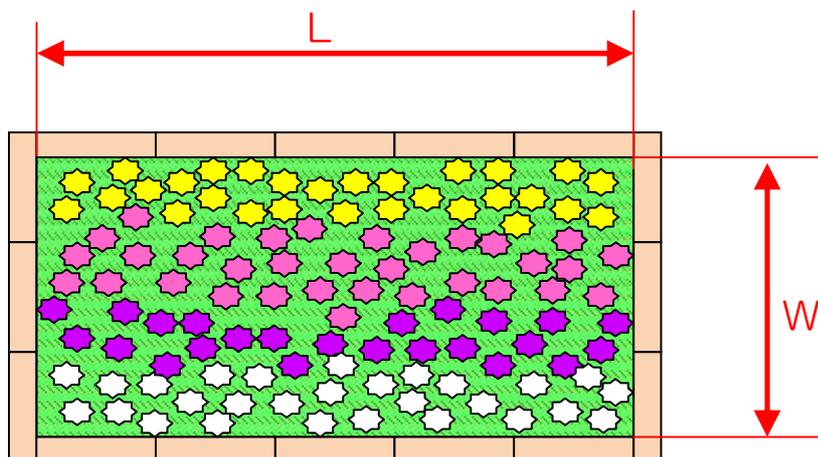
= A + B + C + D + E + ... (㎡)

【花壇】

●緑化面積の考え方

花壇の緑化面積は、植栽可能部分の水平投影面積とします。

ただし、ブロック等の資材の部分は除きます。



花壇による緑化面積 (㎡) = 植栽可能部分の水平投影面積 (㎡)

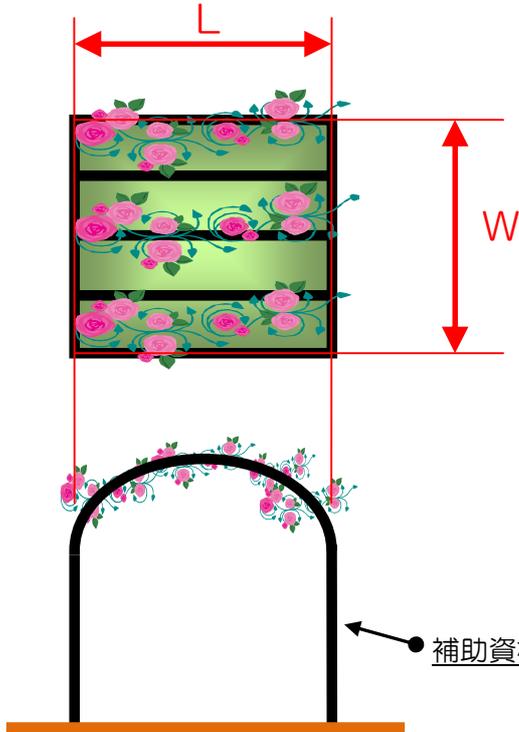
※上図の場合

$$\text{緑化面積 (㎡)} = L \text{ (m)} \times W \text{ (m)}$$

【植物棚等】

●緑化面積の考え方

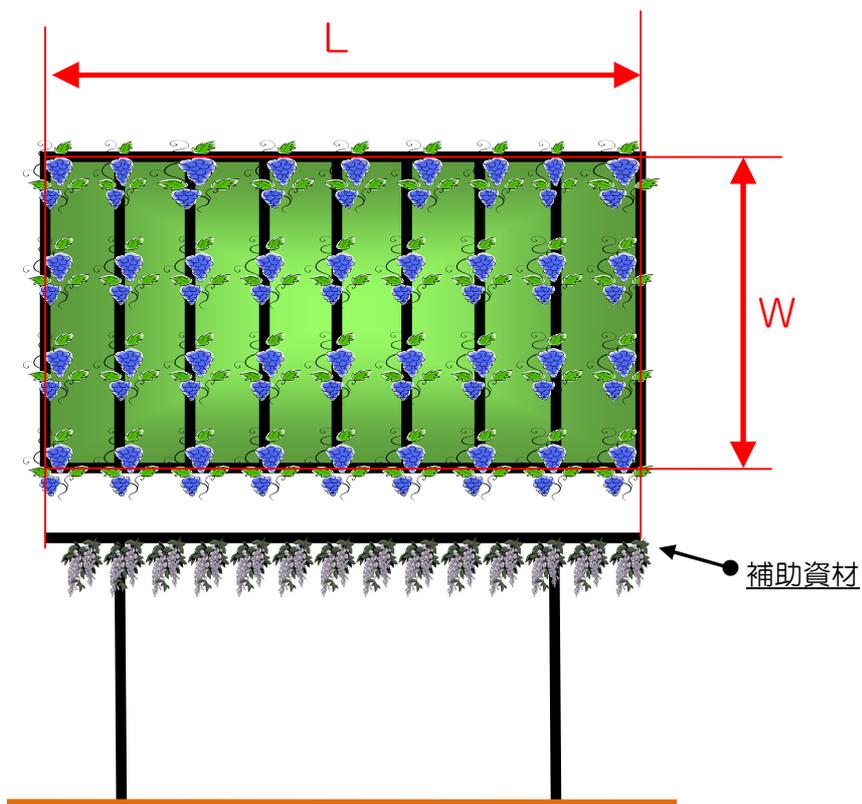
植物棚や藤棚などは、補助資材の存する部分の水平投影面積とします。



植物等による緑化面積 (㎡)
= 補助資材の水平投影面積 (㎡)

※左図及び下図の場合

緑化面積 (㎡) = L (m) × W (m)

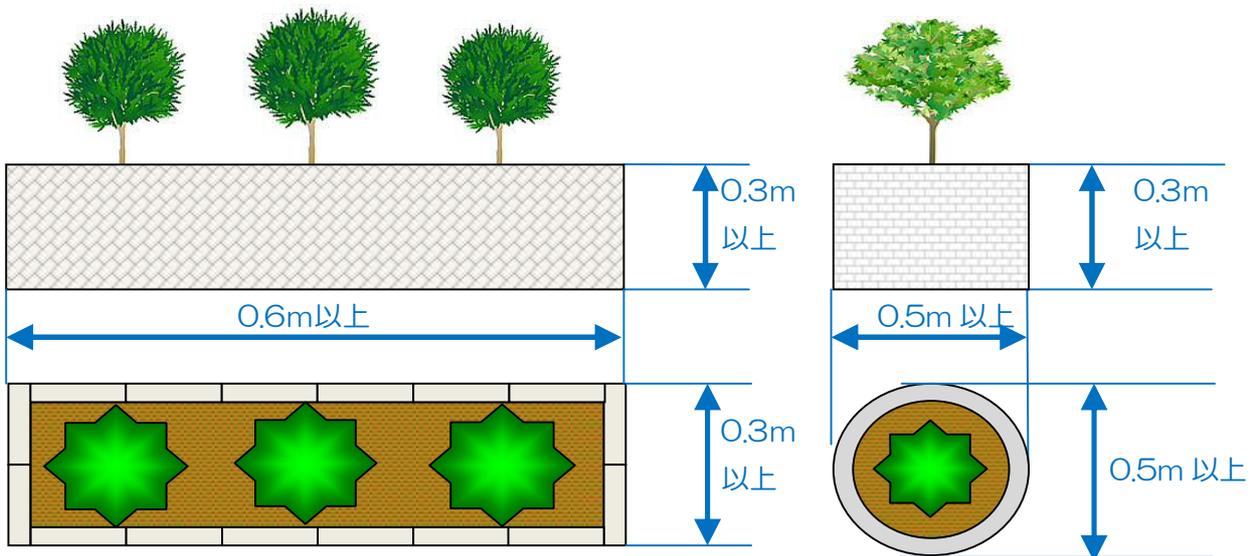


【プランターやコンテナ類】

●プランターやコンテナ類の容量

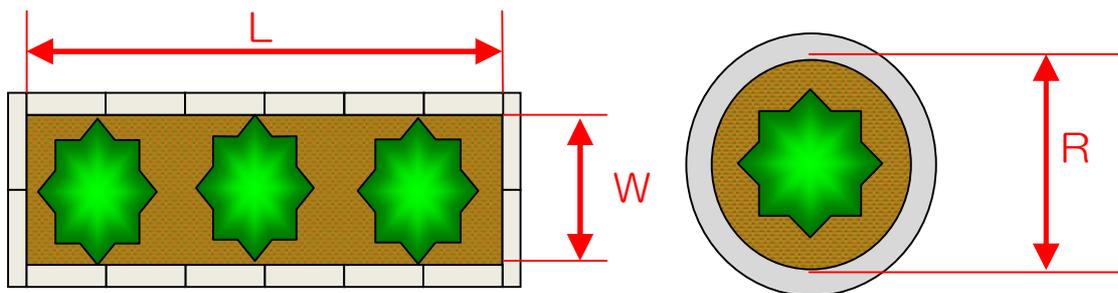
緑化面積に加算できるプランターやコンテナ類の容量は、下図に示す数値以上のものとします。

容量は50リットル以上のもので、容易に移動できないものとしてください。



●緑化面積の考え方

プランターやコンテナ類の緑化面積は、植栽可能部分の水平投影面積とします。



プランターやコンテナ類による緑化面積 (㎡) = 植栽可能部分の水平投影面積 (㎡)

※上図の場合

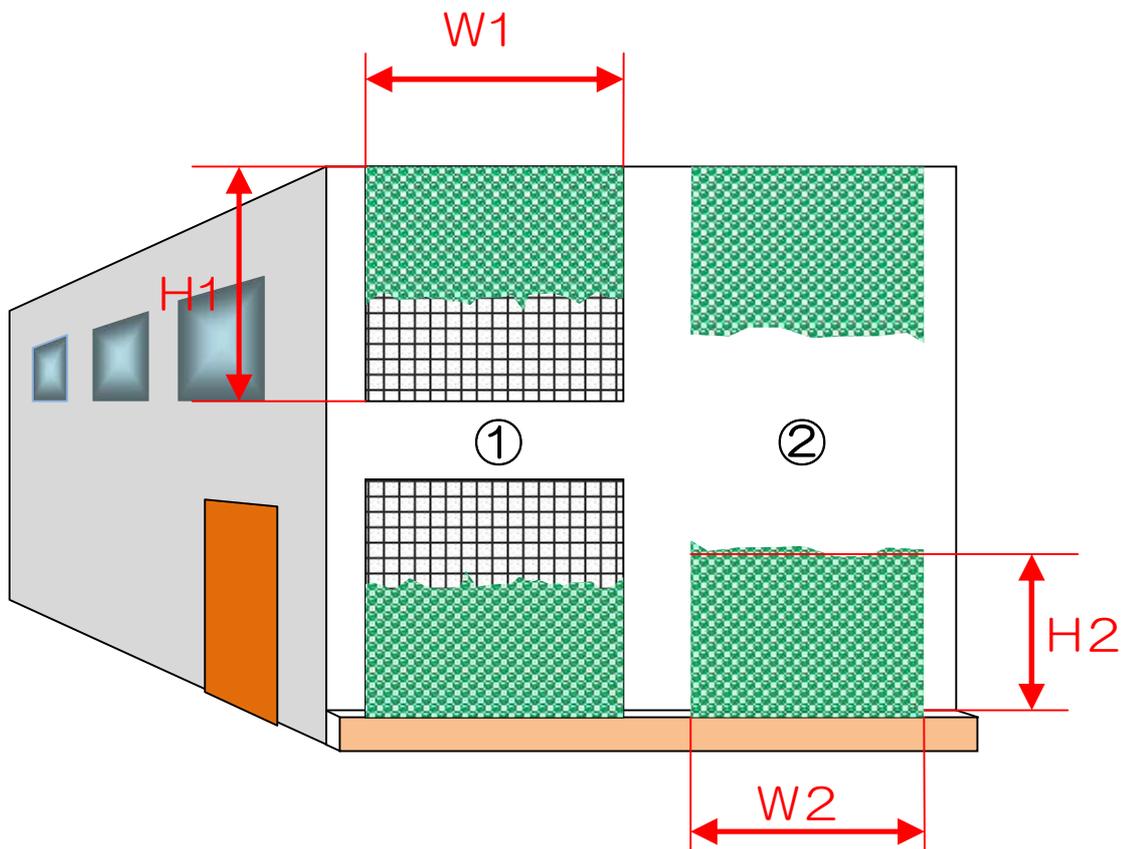
方形のプランター類の緑化面積 (㎡) = $L (m) \times W (m)$

円形のプランター類の緑化面積 (㎡) = $(R/2)^2 \times 3.14$

【壁面緑化】

●緑化面積の考え方

建築物の壁面（バルコニー、ベランダ等の外壁を含む）、擁壁、柵などを、つる性植物等で覆う場合【壁面緑化】の緑化面積は、①または②の垂直投影面積とします。



① 補助資材を使う場合

壁面緑化による緑化面積 (㎡) = 補助資材の垂直投影面積 (㎡)

※上図の場合 緑化面積 (㎡) = $W1 (m) \times H1 (m)$

② 補助資材を使わない場合

壁面緑化による緑化面積 (㎡) = 植栽時のつる性植物等の垂直投影面積 (㎡)

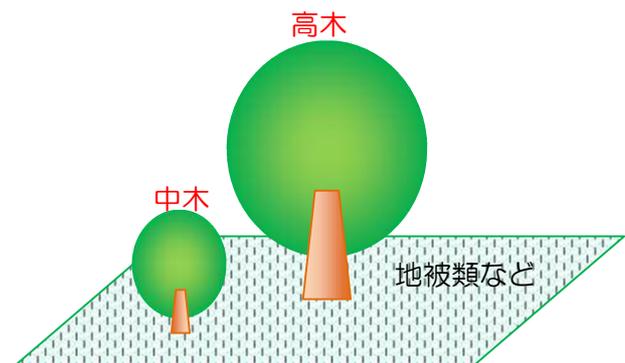
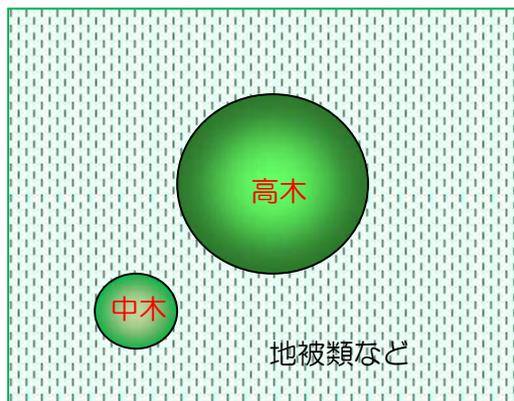
※上図の場合 緑化面積 (㎡) = $W2 (m) \times H2 (m)$

ただし、植栽時の高さ (H2) が 1m 未満の場合は、1m と換算する。

【多層緑化】

●緑化面積の考え方

高木、中木 A・B の樹冠投影面積と地被類（樹高 1 m 未満の低木含む）などの水平投影面積が重なり合うように植栽する場合、人の目に映る緑の量（緑視）を重視し、重なる部分も加算できるものとします。



多層緑化による緑化面積 (㎡)

= 地被類などの水平投影面積 (㎡) + 樹高 1m 以上の樹木による面積 (㎡)

※ 上図の場合

多層緑化による緑化面積 (㎡)

= 地被類など (㎡) + 高木 (㎡) + 中木 (㎡)

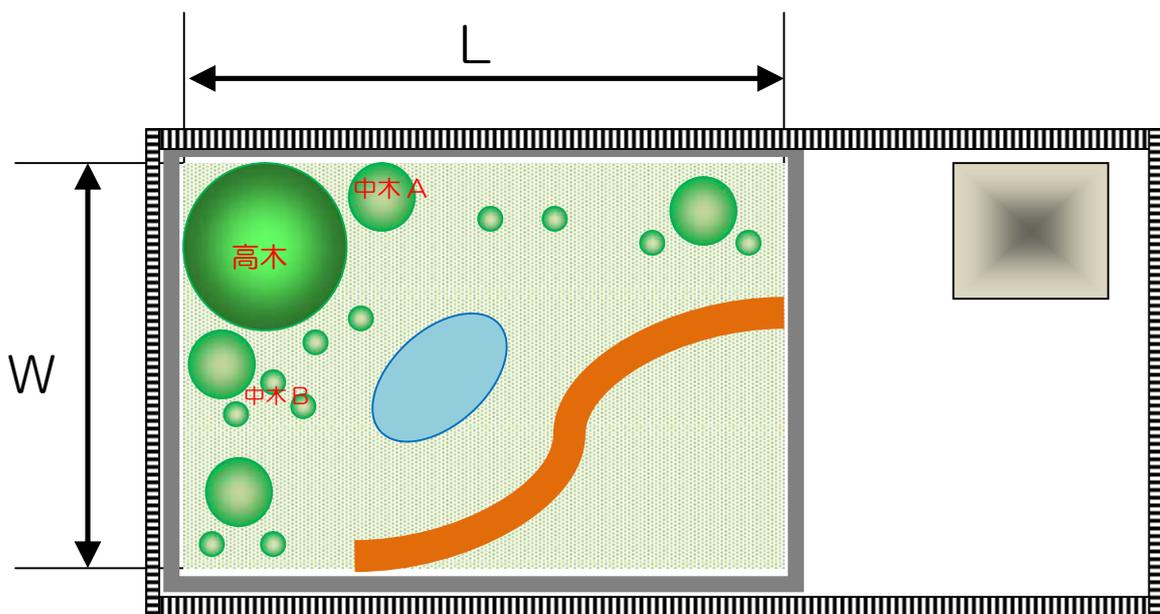
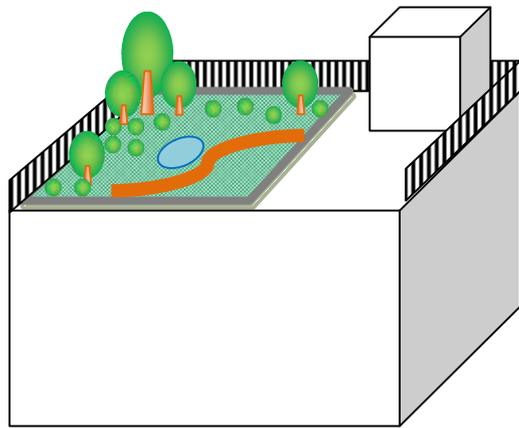
【屋上緑化】

●緑化面積の考え方

屋上緑化の緑化面積は、植栽可能部分の水平投影面積とします。

また、樹高1 m以上の樹木を植栽する場合は、その樹高に応じた面積を加算できるものとします。

(特例規定 特例3 多層緑化参照)



屋上緑化による緑化面積 (㎡)

= 植栽可能部分の水平投影面積 (㎡) + 樹高 1m 以上の樹木による面積 (㎡)

※ 上図の場合の計算例

屋上緑化による緑化面積 (㎡)

= (L (m) × W (m)) + (13.8 (㎡) × 本数) + (8.0 (㎡) × 本数) + (3.8 (㎡) × 本数)

植栽可能部分

高木

中木 A

中木 B

【特例規定】

みどり豊かな都市づくりに積極的に取り組んでいただくため、効果的で質の高い緑の創出として、都市計画区域内で、次に掲げる緑化を行う場合は、緑化面積の特例により、その一部を加算することができます。

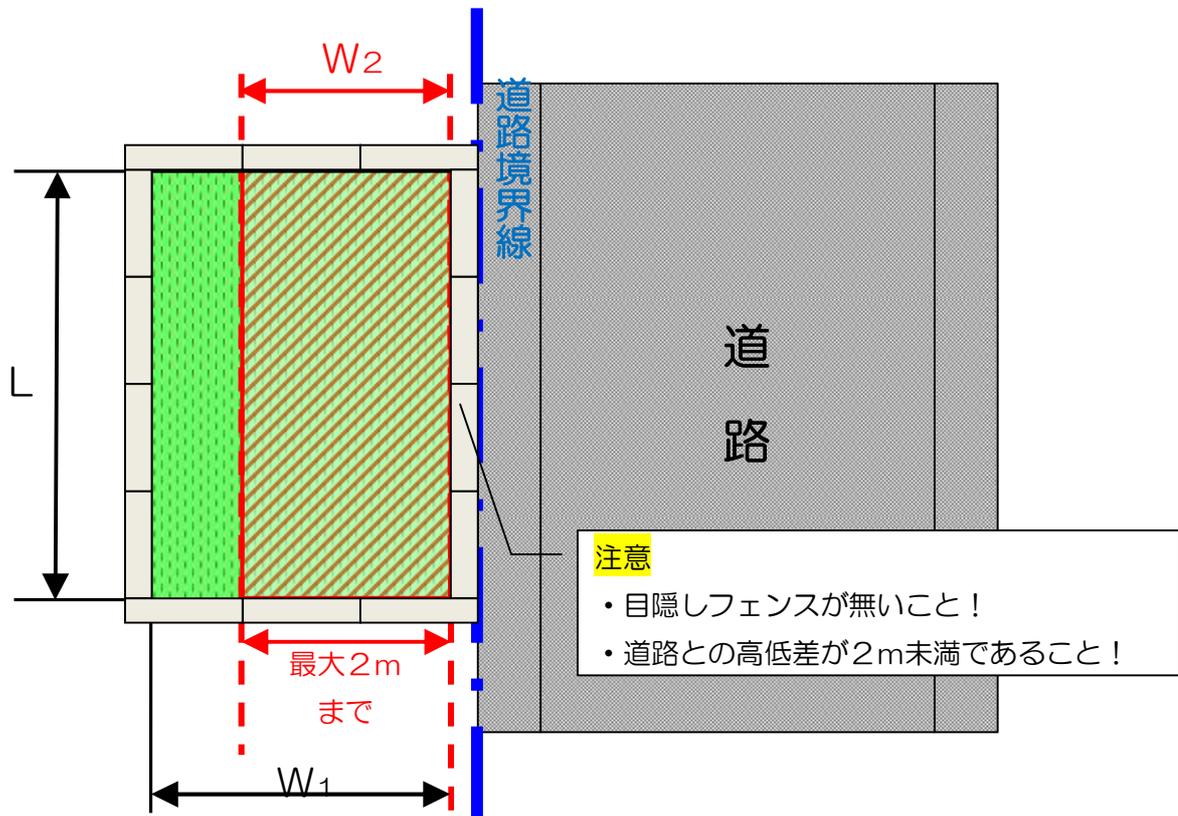
特例1：接道部の緑化

●緑化面積の考え方

公共性の高いスペースである接道部分における緑化は、みどりの公開性を評価し、その面積の1/2に相当する分を緑化面積に加算することができます。

対象となる区域は、植栽可能部分において道路境界側から2m以内とします。

※ただし、道路境界線付近に目隠しフェンスを設置する場合、道路と緑化する敷地の高低差が2m以上ある場合は、この特例を適用できません。



接道部の緑化面積 (㎡)

$$= \langle \text{水平投影面積} + \text{樹木による面積 (㎡)} \rangle + \langle \text{特例による加算面積 (㎡)} \rangle$$

※ 上図の場合の緑化面積 (㎡)

$$= \langle L \times W_1 \rangle + \langle (L \times W_2) \times 1/2 \rangle$$

水平投影による面積 特例による加算面積

特例2：接道部の緑化（生垣）

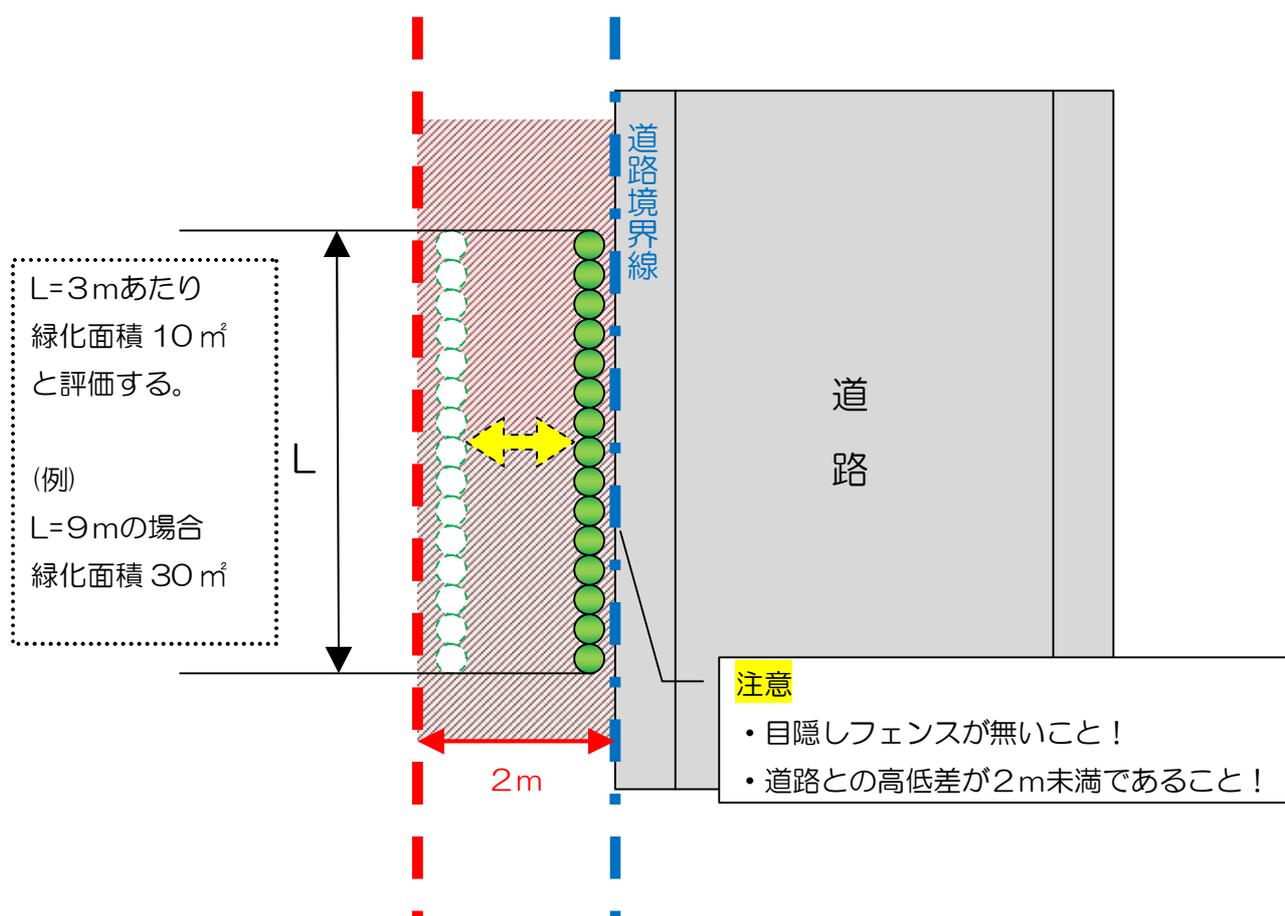
●緑化面積の考え方

道路境界から2m以内の位置に設置する生垣は、人の目に映るみどりの量（緑視）の効果を評価し、高さを植栽時 1.5m以上、植栽密度は延長1mあたり2本以上とし、延長3mあたり緑化面積を10㎡に換算できるものとします。

※ただし、生垣より道路境界線側に目隠しフェンスを設置する場合、道路と生垣を植栽する敷地の高低差が2m以上ある場合は、この特例を適用できません。

◆道路側で面積換算の緩和を受ける生垣の条件

・・・植栽時の高さ1.5m以上（成木時2.0m以上を想定）かつ、延長3m以上



特例3：市の木による緑化

●緑化面積の考え方

静岡市の木であるハナミズキ（アメリカヤマボウシ）の植栽による緑化は、その樹高によって算出される面積（※P11の樹木による算出を参照のこと。）の1/2に相当する分を緑化面積に加算することができます。

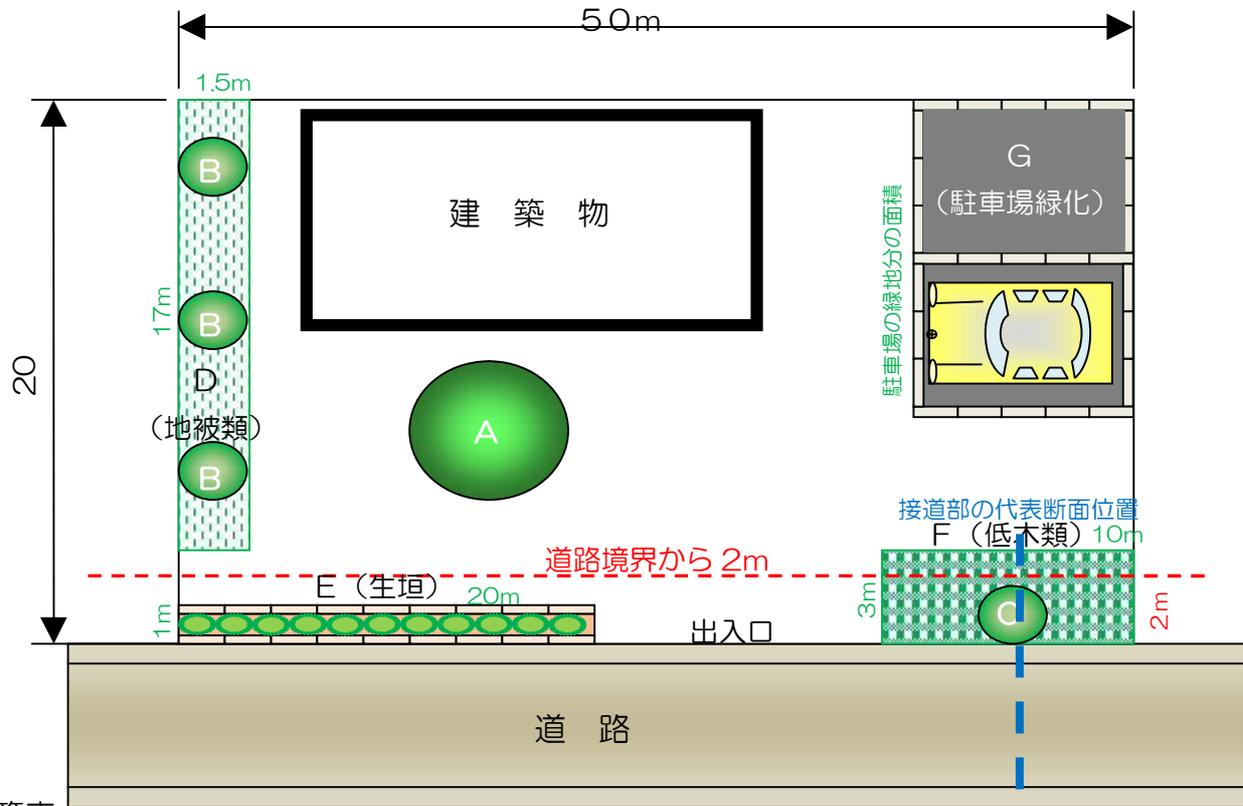


市の木 ハナミズキ（ミズキ科・ミズキ属）市の木(平成17年4月13日制定)

大正時代に東京市長がワシントンに贈ったサクラの返礼として渡来した日米親善の木です。贈ったサクラの苗が清水区興津の果樹研究所で栽培されたものであることから、本市にゆかりのある木となっています。春に花を咲かせますが、大きな花びらに見えるのは総ほう片で、ピンク色と白色があります。また、秋には紅葉します。

●計算<例>

敷地面積 1000 m² (50m×20m) 内に、下図のような植栽をした場合



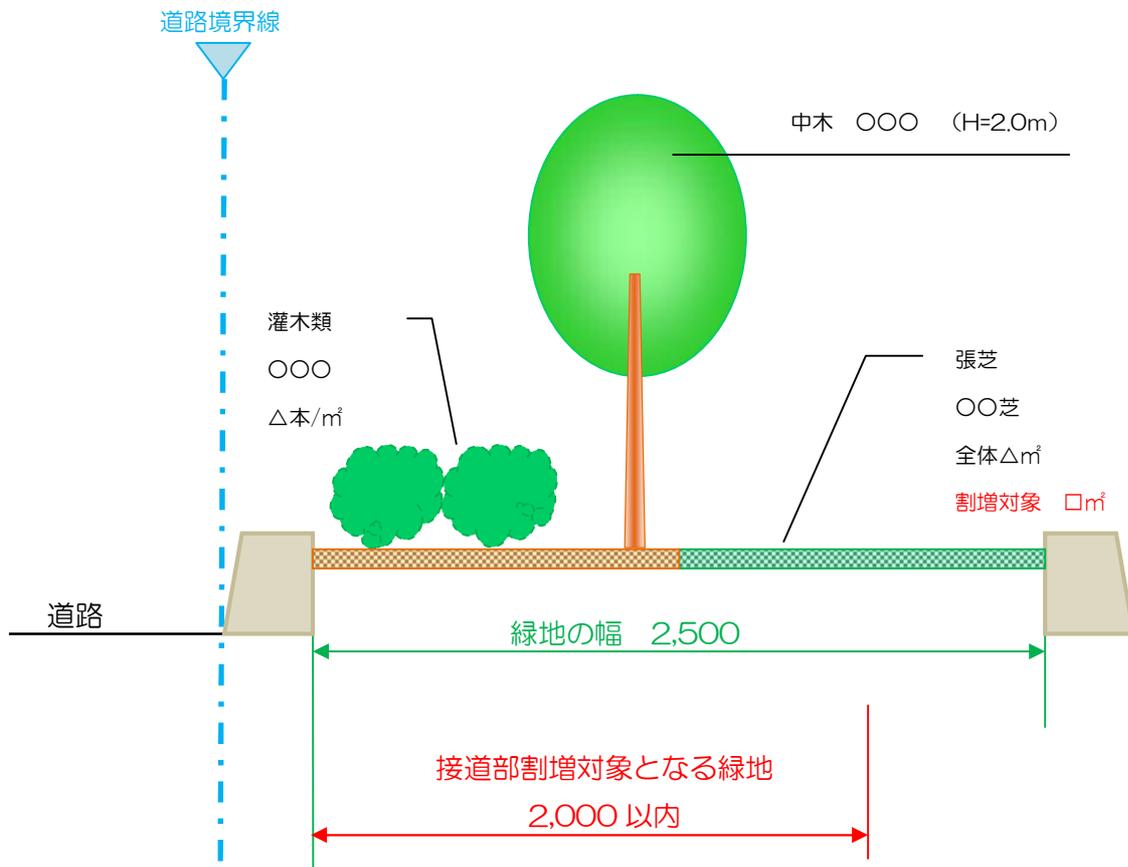
計算表

記号	種類	樹種名	H (m)	C (m)	W (m)	数量	緑化計算	面積 (m ²)	
A	高木	ケヤキ	7.0			1	13.8×1	13.8	
B	中木B	サザンカ	1.5			3	3.8×3	11.4	
C	中木A	ハナミズキ	3.5			1	8.0×1	16.0	
			接道部割増						8.0×1/2
			市の木を植栽						8.0×1/2
D	地被類	シバ				1	1.5×17.0	25.5	
E	生垣	キンモクセイ	1.5			1	(20.0/3) × 10.0	66.6	
F	低木類	ツツジ	0.5			1	3.0×10.0	40.0	
			接道部割増						2.0×10.0×1/2
G	駐車場	シバ	駐車場の緑地分の面積算出					20.0	
合計								193.3	
緑化率		(緑化面積/敷地面積) × 100 = (193.3/1000) × 100 ≒ 19.3%							

◎事例の緑化面積 (19.3%) ≥ 公共15% or 民間10%であるため、

この事例は優良緑化建築物の認定申請が可能な緑化

●接道部の断面図のイメージ



<協議書の提出・作成要領>

●緑化計画協議の時期（協議書の提出時期）

緑化計画協議の審査に係る標準事務処理期間は、14日間（土、日、祝日は除く。）です。このため、緑化計画協議書は、**建築工事等に着手しようとする日の約1か月前を目途**に提出してください。

●緑化計画協議書の作成要領

提出部数等 ・正本、副本 各1部

・書類のサイズはA4版（縦）とし、下表に示す協議書と図面等を1セットとしてください。

図面等は、必要に応じてA4版に折りたたんでください。

書類名		作成・記載方法
緑化計画協議書		所定の協議書様式を使用してください。 (市ホームページからダウンロードできます。)
添付する図面等	案内図	周囲の建物や道路の状況がわかる縮尺の図面を用いて、当該計画の位置を示してください。
	緑化計画平面図 ※P23 参照	計画の対象となる敷地の利用形態がわかる配置図等を用いて、次のとおり緑化計画平面図を作成してください。 1. 敷地の境界線、建築物や工作物等の位置を明示してください。 2. 緑地部分は、着色してください。 3. 植栽の種類、樹種、樹高及び面積等の計算表を作成してください。
	緑化標準断面図 ※P24 参照	全ての植栽に係る標準断面図（土の厚さなど基盤の状況がわかるもの）を作成してください。 なお、作成した断面の位置を平面図上に示してください。
	緑化計画立面図	壁面緑化を行う場合には、当該建築物等の立面図を作成してください。なお、補助資材を使用する場合は、その構造及び規格などがわかる図面等を添付してください。
	緑化面積求積図 及び面積計算表	地被類を計画する場合は、三斜求積などによる求積図及び面積計算表を作成してください。 なお、計画平面図の余白を利用させていただいても構いません。
	その他必要な書類	次の緑化を行う場合には、各関係書類を添付してください。 ○既存の緑地を利用する場合・・・現況写真 ○駐車場緑化ブロック等・・・資材の仕様書（カタログ等）

※ 緑化計画変更協議については、所定の計画変更協議書のほか、計画の変更に係る図面を添付してください。

<よくあるQ&A>

Q1：地区計画や風致地区などにより、この条例とは別に緑化率が定められている場合は、どちらの基準を優先しますか？

A1：緑化率の数値が、より大きい方（制限が厳しい方）を優先します。

【解説】

地区計画や風致地区などにより緑化率が都市計画決定されている場合には、①都市計画に定められた緑化率、②条例による緑化率の両方を満たす必要があります。このため、厳しい方の制限が適用となります。

Q2：菜園は緑化面積として算入できないか？

A2：算入できません。

【解説】

条例は、誰もが共有できる「みどり」の確保を目的としているため、野菜等の収穫の目的である菜園は、緑化面積としては算入できません。

Q3：接道部の割増対象区域に壁面緑化を行う場合、割増の対象になりますか？

A3：対象になります。

【解説】

道路との境界線から2m以内にある建築物や工作物の壁面に施された壁面緑化については、誰もが道路側から容易に見ることができることを条件に割増の対象となります。このため、対象区域内であっても目隠しフェンス等で緑化が見えない場合は、割増の対象にはなりません。

また、対象区域内であっても、壁面緑化の背後側にある樹木や灌木等の緑化は割増の対象にはなりません。